

物価高騰対策低所得者支援・定額減税補足給付金(不足額給付)給付事業

Q&A

Q1.不足額給付を受けるためには、申請が必要ですか？

不足額給付Ⅰ、不足額給付Ⅱともに、「支給のお知らせ」が届いた方は必要ありません。「確認書」が届いた方は、申請の必要があります。「確認書」は、申請期限までに必要事項を記入のうえ、本人確認書類や通帳の写しなどを同封して返送してください。また、確認書に記載のQRコードからオンライン申請もできます。

なお、通知が届いていない方であっても、支給要件に当てはまると思われる方(転入者等)は、お問い合わせください。そのうえで、10月31日(金)までに支給要件の審査に必要な書類を提出してください。その後、審査結果を通知し、支給要件を満たした方には支給します。

Q2.「支給のお知らせ」とは何ですか？

公金受取口座への登録がある方、または山陽小野田市から過去に調整給付金等の支給実績があり、山陽小野田市に口座登録がある世帯に対しては、市が把握している口座に振り込みを行う旨を記載したお知らせ文書を送付します。これは、手続きの時間を省略し、より早く給付金を支給できるようにするためです。

Q3.いつごろ振り込まれますか？

文書の発送は、8月中旬から順次発送の予定です。口座情報が記載された「支給のお知らせ」であれば9月中旬頃に振込予定です。口座情報が記載されていない「確認書」であれば、確認書を提出していただき、社会福祉課に到着後、順次審査及び振込手続きを行いますので、振込までに1か月程度かかります。

Q4.振り込みされるにあたり、お知らせ等は送付されますか？

「確認書」を提出した場合、支給決定通知書を送付します。「支給のお知らせ」が届いた場合、振り込み後にお知らせ等の送付はしておりません。給付金振込口座の通帳等でご確認ください。

Q5.振り込みではなく、手渡しで受け取ることは可能ですか？

口座への振り込みのみとなります。銀行口座がないなど特段の事情がある場合は、社会福祉課へお問い合わせください。

Q6.申請書の返送期限はありますか？

返送期限は、令和7年10月31日(金曜日)です。

Q7.令和6年中に山陽小野田市から転出した場合、不足額給付はどこが実施しますか？

令和7年度に個人住民税を課税する自治体を実施(支給)します。不足額給付は、原則として令和7年1月1日現在の住民登録をしている自治体での実施(支給)となります。

Q8.自分宛の郵送物がうまく届かないことがあります。どのようにしたらいいですか？

市から送付する案内文書の受取または確認書の返送をもって給付金の受取意志を確認いたします。郵便物がお手元に届くよう表札を出したり、郵便局に相談したりするなどあらかじめ準備を行ってください。

Q9.事情があって、住民票上の住所と別のところに住んでいます。そちらに給付金の「案内文書」を送付してもらえますか？

変更する送付先を社会福祉課にお知らせください。

Q10.令和7年1月2日以降に山陽小野田市から転出をしました。他市に引っ越した場合でも「案内文書」は送っていただけますか？

他市に引っ越された場合でも、令和7年1月1日時点で山陽小野田市に住民登録があれば、本市に届け出た転出先住所に郵送いたします。

Q11.届いた「案内文書」を紛失してしまった場合どうすればよいですか？

社会福祉課に申し出てください。

Q12.令和6年度調整給付金の案内が届きましたが、申請をしていません。未受給の令和6年度調整給付金の分も合わせて受給できますか？

未受給の令和6年度調整給付分を受給することはできません。調整給付金（当初給付分）の手続きは令和6年10月31日に締め切っており、受給を辞退したものとみなしているため、支給出来ません。

Q13.令和6年度個人住民税と令和6年分所得税の被扶養者の数が異なる場合は、どちらの扶養人数で定額減税可能額は計算しますか？

個人住民税は令和5年12月31日時点、所得税は令和6年12月31日時点の扶養人数で計算するため、それぞれ時点が異なります。定額減税可能額は、どちらか一方の扶養人数を使用するのではなく、住民税・所得税ごとに各々の扶養人数（国外居住者を除く）を基に計算します。

Q14.令和6年中に扶養していた親族が減りました。給付額は変わりますか？

令和6年分の所得税の計算は、減税対象となる扶養親族が1人減っているのであれば、令和6年度個人住民税における減税対象人数より1名分少なくなります。（※所得税は現年課税、住民税は翌年度課税のため、課税の年が1年ずれます。）

なお、不足額給付時に算出した調整給付所要額が当初調整給付を下回った場合であっても、給付金の返還は求めません。

Q15.令和6年中に扶養していた親族が死亡により減りました。給付額は変わりますか？

その年中に死亡した場合は、その年の最後の日ではなく、死亡した日に扶養していたかどうかで扶養控除の有無が決まります。死亡した日の時点で扶養していたのであれば、扶養の状況は変わらず、所得税の定額減税額は、当初調整給付算定時と変わりません。

なお、住民税は令和5年中の状況を基に令和6年度の住民税を計算しているため、令和6年中の扶養の変更は住民税分定額減税には影響しません。

Q16.令和6年中に子どもが生まれて扶養親族が増えました。不足額給付の対象ですか？

令和6年分の所得税の計算は、減税対象となる扶養親族が1人増えていれば、給付対象です。

Q17.令和7年中に子どもが生まれて扶養親族が増えました。不足額給付の対象ですか？

令和6年中の所得税の計算は、扶養の状況は令和6年12月31日の状況を参照するため、令和7年中に扶養親族が増えても影響しません。

Q18.不足額給付を受給した後に、税額の更正や修正申告を行った場合、不足額給付額も追加で支給されますか？

事務処理基準日（令和7年6月2日）以降の税額変更による給付金額の修正は行いません。

なお、税額変更により不足額給付の支給要件を満たさなくなった場合は返還対象となり、給付金を返還していただく必要があります。

Q19.課税されている方が令和6年中に亡くなりましたが、その方の不足額給付はどうなりますか？

令和7年1月1日に本市に住所のあることが支給要件のため、令和6年中に死亡された方は不足額給付の対象となりません。

Q20.令和6年分源泉徴収票に「控除外額(控除不足額)」が記載されています。この金額が「不足額給付」として給付されるのですか？

源泉徴収票に記載されている控除外額の金額が不足額給付として支給されるとは限りません。すでに令和6年度定額減税補足給付金（調整給付）として支給が完了している場合もあります。

Q21.「控除外額(控除不足額)」とは何ですか？

定額減税しきれなかった金額です。一方で、「控除済額」は、定額減税された金額です。

Q22.事業専従者ですが、令和6年分の所得税額、令和6年度個人住民税所得割額が0円です。不足額給付の支給はありますか？

所得税及び個人住民税所得割の税額がないことによって本人としての定額減税が受けられず、扶養親族等としての定額減税の対象にも含まれない事業専従者の方は、1人あたり原則4万円の不足額給付Ⅱの対象となります。ただし、当初調整給付や低所得世帯向け給付（住民税非課税世帯への給付等）の給付対象となっている場合は、不足額給付Ⅱの給付対象となりません。

Q23.令和5年中と令和6年中の所得税の合計所得金額はそれぞれ48万円超ですが、各種控除

を適用後、令和 6 年分所得税額と令和 6 年度個人住民税所得割はともに 0 円です。(所得税・個人住民税所得割ともに定額減税前)不足額給付の支給はありますか？

原則として、合計所得金額が 48 万円超の方で所得税や個人住民税所得割が生じている方は、ご自身が定額減税の対象となりますが、各種控除の適用により所得税・個人住民税所得割ともに定額減税前の税額が 0 円のため、本人としての定額減税が受けられず、扶養親族等としての定額減税の対象にも制度上含まれない方については、不足額給付Ⅱの対象となります。

ただし、当初調整給付や低所得世帯向け給付（住民税非課税世帯への給付等）の給付対象となっている場合は、不足額給付Ⅱの給付対象となりません。

Q24.受給した不足額給付は課税や差押えの対象となりますか？ また、生活保護受給世帯の「収入認定」されますか？

課税や差押えの対象となりません。また、生活保護制度においても収入認定しません。

Q25.「個人住民税所得割」とは何ですか？

個人住民税には、広く均等に負担していただく均等割と、所得に応じて負担していただく所得割があります。令和 6 年度個人住民税の定額減税は、所得割が課税された方が対象となり、所得割からのみ減税されています。

Q26.定額減税の対象となる扶養親族とは誰のことですか？

税法上の「扶養親族」となっている方です。同一生計配偶者及び 16 歳未満の年少扶養親族も含まれます。

※国外居住者は除きます。また、配偶者特別控除の適用を受ける配偶者は該当しません。

※青色申告者の事業専従者として給与の支払いを受けている方及び白色申告者の事業専従者の方は該当しません。

Q27.令和6年度の定額減税補足給付金(調整給付)の支給を受けましたが、年末調整で全額定額減税されました。受給した調整給付金(当初給付分)の返還が必要ですか？

調整給付金(当初給付分)が過大に支給されていた場合であっても、返還の必要はありません。

Q28.税の修正申告を行いました。調整給付金(不足額給付分)は修正後の額で算定されますか？

給付額の算定に用いる令和 6 年分所得税額及び令和 6 年度分個人住民税額は、令和 7 年 6 月 2 日時点の市が把握している課税資料を基準としています。これ以降に税の更正が行われた場合、税額は変更されますが、不足額給付金の金額は変わりません。

Q29.死亡した家族宛に不足額給付金関係の書類が届いたが、どうしたらよいか？

給付金の法的性格は、支給対象者と市との民法上の贈与契約（民法第 549 条）となり、給付金の支給にあたっては、支給対象者の受贈の意思表示が必要となります。申請後に亡くなられた場合は、相続の方が受給できますが、申請前に亡くなられた場合は、受給できません。